

学校法人 神戸女学院
理事長 森 孝一 殿

2013年1月24日
神戸女学院大学教職員組合
委員長 石川康亮



就業規則等の変更に関する意見書

1月29日付「就業規則等の変更に伴う意見書の提出について（依頼）」で御報告のありました「メンタルヘルス不調による私傷病の休業及び復職に関する規程(制定)」およびこれに連動する「学校法人神戸女学院教職員就業規則(第29条改正)」「学校法人神戸女学院嘱託職員就業規則(第26条改正)」につきましては、当組合の代表者も参加する衛生委員会にて十分議論を尽くした上での決定ですので、円滑な運用を期待いたします。

「職員の選択定年後の再雇用に関する規程(制定)」「事務職・教学職の資格制及び職階制の運用規程(第14・15条改正)」「学校法人神戸女学院教職員給与規則(別表第3改正)」につきましては、1)選択定年制にもとづく退職や、2)職務や役職の降任の申し出が、あくまで当人の自主的判断に基づき行われることへの格別のご配慮をよろしくお願いしたく存じます。

以上